徳島赤十字病院の妊娠・出産・育児のための支援制度

妊娠

出産 14 週前

出産 7 週前

出産

出産 8 週後

子ども 1 歳

子ども 3 歳

子どもの小学校就学

深夜勤務および時間外勤務の免除 ※1

check!
※1 申し出により、深夜勤務・時間外勤務が免除されます。

産前休暇 → 妊娠中は出産7週前から産前休暇を取ることができます。

産後休暇 → 出産後に、8週間の産後休暇が与えられます。ただし、産後6週間を経過し就業を申し出た場合、医師が支障ないと認めた業務に限り就くことは可能です。

★ 育児休業

★ 育児短時間勤務 → 育児短時間勤務には3つのパターンがあります。
①1週間あたりの勤務時間が19時間30分から25時間までの範囲内となる勤務
②勤務時間の始めまたは終わりにおいて1日2時間30分(哺育時間を与えられている職員は2時間30分から当該時間を減じた時間)を超えない範囲で、1日の所定労働時間を短縮する勤務　③1日の所定労働時間を6時間に短縮する勤務

★ 子の看護休暇(1年を通じて5日以内) ※2

check!
※2 小学校に入学するまでの子が 2 人以上の場合は 10 日

保健指導・健康診査に必要な時間の勤務免除、軽易な業務への転換、哺育時間の申請など

↓

生後1年に達しない子どもを哺育している女性職員は、勤務時間中に1日3回、1回30分の哺育時間を申請することができます。

★ 時差出勤、時間外勤務の免除 時間外勤務の制限 ※3 および深夜勤務の免除 ※4

check!
※3 申し出により、小学校入学までは一定の条件の下で制限されることがあります。
※4 申し出により、産後1年は免除、小学校入学までは一定の条件の下で免除されることがあります。

→ 【時差出勤】始業または就業の時刻を繰上げまたは繰下げること。
【時間外勤務の免除】時間外に勤務させないこと。
【時間外勤務の制限】1カ月について24時間、1年について150時間を超えて時間外に勤務させないこと
【深夜勤務の免除】午後10時から午前5時までの間に勤務をさせないこと。

check!
★ 男性は妻の出産から取得できます